

令和4年6月定例会議事録

令和4年
第6回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年6月7日(火) 午後7時30分～午後7時45分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301会議室

3. 出席農業委員(13名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
5番	大井	幸男	6番	花村	直良	7番	森川	朝子
9番	時田	昌子	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(3名)

4番	石原	晃	8番	加藤	芳正	10番	山田	倉造
----	----	---	----	----	----	-----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第5 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第6 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 加藤 光彦 農政課長 安田 裕治

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中13名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第6回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、5番委員及び6番委員を指名する。
-

第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 「議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号12番を議題といたします。
事務局より説明願います。」
- 局長補佐 「番号12番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は284m²、農用地内の農地が1筆です。
譲受人は、経営面積が354.6アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から2km以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上1件につきまして、ご審議をお願いします。」
- 議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 員 (質問、意見なし)
- 議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第22号について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 員 (挙手、多数)
- 議長 長 「賛成が多数ですので、議案第22号については、許可いたします。」

第3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議長 「議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号10番を議題といたします。
事務局より説明願います。」
- 農地係長 「番号10番について、転用事業者は祖父の所有する申請地を借りて、分家住宅を建築したいとの申請です。
NO, 10と書かれた地図をご覧ください。
申請地は〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側、西側は畑、東側、南側は道路となっています。周囲には擁壁を設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。
以上1件についてご審議をお願いします。」
- 議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」
- 委員 員 (質問、意見なし)
- 議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第23号、番号10番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 員 (挙手、多数)
- 議長 長 「賛成、多数ですので、議案第23号、番号10番については、許可相当として意見を決定することといたします。」

-
- 第 4 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について
第 5 報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告
について
第 6 報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告
について

-
- 議 長 「報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について」、
報告第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届
出報告について」、報告第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定
による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願いま
す。」
- 局長補佐 「報告第 16 号から第 18 号につきましては、新型コロナウイルス感
染拡大防止のため、説明の方は省略をさせていただきます。ご理解の
程よろしくお願ひ致します。」
- 議 長 「本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。」